

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 中川徳生会
代表者氏名	理事長 高橋 栄治郎
所在地・連絡先	(住所) 〒224-0029 横浜市都筑区南山田2丁目39番地35号 (電話) 045-972-9915
設立年月	平成24年10月1日
業務の概要	第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業 居宅介護支援事業、居宅介護支援事業の受託経営 地域包括支援センターの設置経営

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所の名称	エヌアイ在宅サービスステーション
事業所の種類	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
所在地・連絡先	(住所) 〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町25番地の6 (電話) 045-507-7712 (FAX) 045-507-7719
介護保険事業所番号	1493700247
管理者氏名	麻生 真子

※ 同一敷地内 同法人事業所概要

エヌアイ在宅 サービスステーション	管理者 : 秋山 静子 事業内容 : 訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリ 連絡先 : 電話 045-979-5015
	管理者 : 麻生 真子 事業内容 : 訪問介護、横浜市独自サービス 夜間対応型訪問介護 連絡先 : 電話 045-507-7712
特別養護老人ホーム ビオラ市ケ尾	施設長 : 嶋野 由美子 事業内容 : 介護老人福祉施設 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 連絡先 : 045-532-8729

ビオラ市ケ尾 地域ケアプラザ	所長 : 加賀妻 浩二 事業内容 : 地域包括支援センター 地域活動交流事業 居宅介護支援事業、介護予防支援事業 連絡先 : 045-308-7081
-------------------	---

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	要介護状態にあり、また、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すために適正な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とします。
運営の方針	ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保険医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するスタッフとして、以下の職種を配置しています。

従業者の職種	業務内容	常勤 (人)	非常勤 (人)	合計 (人)	常勤換算
管理者	職員管理業務等	1	—	1	1.0
計画作成責任者	サービス管理業務	2	0	2	2.0
オペレーター	随時対応サービス	4	1	5	4.1
随時訪問介護員	随時訪問介護サービス	4	1	5	4.1
定期訪問介護員	定期巡回介護サービス	4	1	5	4.1
看護師	訪問看護サービス	5	0	5	5.0
理学療法士	訪問リハビリ	3	0	3	3.0

(4) サービスの実施地域

サービス実施地域	横浜市青葉区
----------	--------

(5) 営業日および営業時間

営業日	365 日
サービス提供時間	24 時間
受付時間	9 : 00 ~ 17 : 00 (月曜日～金曜日)

3. サービスの内容

定期的な巡回又は随時通報によりご契約者のご家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時対応その他

安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指したサービスを提供します。

訪問介護	身体介護：入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
訪問看護	・健康相談（病状観察、血圧測定等）・日常生活の看護（清潔の世話等） ・褥瘡の予防、処置・医師の指示による医療処置（カテーテルの交換等） ・リハビリ・その他必要な看護等を提供します

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に定められます。

4. 訪問スタッフの禁止行為

訪問スタッフは、ご契約者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- a) ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品等の授受
- b) ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- c) ご契約者のご家庭での飲酒、喫煙、飲食
- d) ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- e) その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為
- f) 訪問介護員による医療行為

5. 利用料金

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。ご契約者のかたには、所得区分ごとの負担上限額に応じて、利用料の介護保険負担割合証に指定された割合を負担していただくことになります。

世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、一月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

別紙「利用料金一覧表」ご参照ください。

(1) 留意事項

備品等の使用	サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。但し、訪問スタッフは、その都度、ご契約者又はそのご家族等の同意を得たうえで使用します。
交通費	通常の事業実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点からの交通費の実費をいただきます。 なお自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道分を1 kmあたり 20 円をいただきます。
通話料	ケアコールシステムの通話料については、ご契約者の負担とします。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

6. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

事業所は、事業の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、預かり証を作成し、管理方法、紛失した場合の対処方法を記載した文書を利用者に交付します。

合鍵は、金庫での保管を原則とし、使用名簿に、日時、持出時間、返却時間、署名等の記載を義務付け、持ち出しと返却ごとに所在の把握を行い、オペレーター及び管理者にて随時の確認と確認後の押印を義務付けするものとします。

紛失が発覚した場合は、管理者等から速やかに警察署へ届け出るとともに、遺失した場合は、事業所の責により鍵の交換等を迅速に行います。

7. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

8. 虐待防止に関する措置

事業所は、利用者の人格を尊重したサービスを行う事とともに、関係法令に基づき必要な措置を講じます。また、従業員の関与に関わらず、利用者が虐待を受けている恐れがあると推測される場合には、管理者や法人経営者及び現場責任者が速やかに対応するとともに関係行政機関及び必要なサービス機関と連携し、直ちに虐待被害の防止に努めます。

9. 身体拘束の禁止

事業所は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、早急に身体拘束を解除できるように努めます。

10. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。

事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入しています。

11. 非常災害時の対応

事業所は、地震・風雪災害などの自然災害発生、または、警報などが発令された場合は、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は、事業所から利用者へ連絡をします。

12. 感染症対策の強化

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。感染症の流行や罹患状況によって、マスクの着用を利用者へお願いする場合があります。

13. ハラスメント対策

事業所は、サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

14. 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口にて対応します。

<p>当事業所お客様相談窓口</p>	<p>窓口責任者： 管理者 利用時間： 9：00 ～ 17：00 （月曜日～金曜日） ※祝日及び12月29日～1月3日を除く 連絡先： 電話 045-507-7712 FAX 045-507-7719 ※FAX については随時受付。</p>
<p>横浜市 はまふくコール 横浜市苦情相談 コールセンター</p>	<p>所在地： 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎16階 利用時間： 9：00 ～ 17：00 （月曜日～金曜日） ※土日祝日及び12月29日～1月3日は除く 連絡先： 電話 045-263-8084 FAX 045-550-3615</p>
<p>横浜市青葉区 高齢・障害支援課</p>	<p>所在地： 横浜市青葉区市ケ尾町31番地4 青葉区役所2階 利用時間： 8：30 ～ 17：15 （月曜日～金曜日） ※祝日・休日・12月29日～1月3日を除く 連絡先： 電話 045-978-2479 FAX 045-978-2427</p>
<p>神奈川県国民健康保険団体 連合会 苦情相談</p>	<p>所在地： 横浜市西区楠町27番地1 利用時間： 8：30 ～ 17：15 （月曜日～金曜日） ※祝祭日・年末年始を除く 連絡先： 電話 045-329-3447</p>

15. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をします。

*主治医

病院名	
主治医	
所在地	
電話番号	

*緊急連絡先（家族等）

氏名（続柄）	（続柄）
住所	
電話番号	

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 住所 横浜市青葉区市ケ尾町 25 番地の 6

名称 エヌアイ在宅サービスステーション

管理者 麻生 真子 ⑩

説明者 職 名 _____

氏 名 _____ ⑩

サービス契約締結にあたり、上記の通り説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 氏 名 _____ ⑩

署名代行者 氏 名 _____ ⑩

続 柄 _____

署名代行の理由： 契約者の身体状況により、自筆が困難なため その他